

公益社団法人日本ダーツ協会

# 大会開催規程

対象者  
加盟支部・公認競技場

## 公益社団法人日本ダーツ協会公認の競技大会 ー 総論

### **第1条 総則**

当協会の公認大会には全て当協会の規則およびルールが適用される。当協会の組織について、詳しくは当協会の定款および付属定款に記載する。

### **第2条 加盟団体（大会主催者）**

#### 責任

大会主催者は以下の事項につき責任を持つ。

- a) 競技ダーツの全国的な普及、発展および監督は当協会の統括下にあることを承認すること。
- b) 予め書面で当協会の承認を得ずに、当協会との契約に抵触する金銭的契約その他の契約を何らかの組織（テレビ局および/もしくはデジタルメディア、大会スポンサー、地域の開催主体等）との間で締結しないこと。
- c) 競技ダーツにとっての利益に反するおそれのある決定を下す場合には常に当協会の助言と同意を得ること。
- d) 当協会が承認したもの以外の名称、標示または図画の組み合わせを用いないこと。公式文書（広告を含む）に表示された内容の変更または追加を行う場合は書面による当協会の承認を要する。
- e) 全ての公式文書（リザルト表およびプレスリリースを含む）に当協会および当協会のパートナーのロゴを表示すること。

### **第3条 開催都市と地元政府の支援**

大会主催者には、地元自治体から大会への十分な支援を受けられるよう尽力しなければならない。

### **第4条 大会主催者と当協会の連携について**

当協会は各大会主催者と連携し競技ダーツの全国的発展の支援を目指す。

これは各大会の準備、実行を一貫性のある、良質なレベルに到達させることでなしえる。

当協会は最重要なものとして以下の目的を掲げている。

- a) 公平かつ挑戦しがいのある競技対戦を選手に提供すること
- b) 高水準な競技経験をもたらす選手施設とサービスを提供すること
- c) 大会主催を通じて地域社会一と大会主催者にメリットが享受されるようにすること
- d) 感動的で良質な観戦体験を観客に提供すること
- e) 映像、画像、リポートを通じて放送局やメディアに競技ダーツを広める機会を提供すること

## **第5条 大会会場の設計、施設**

### 会場

良好な大会運営のために必要な会場は以下のエリアとなり、本書の規定に従うものとする。

- 競技フィールド
- 観客エリア
- 関係部門（当協会、審判、プレスおよびテレビ）用のオフィスと技術エリア

会場には物理的な境界を設けなければならないが、会場内への観客の立入りを無料とするか有料とするかは大会主催者の裁量による。

会場内においては、選手に対し酒類を販売し、または選手に飲酒させてはならない。

### 競技フィールド

競技フィールドとは競技を行う領域およびそのすぐ外側にある補助的領域を合わせたもので、境界線により観客と隔てられた領域をいう。競技ダーツの競技フィールドには以下のものを含むがそれに限らない。

- 試合場
- 選手が試合場を出たあとで待機するゾーン
- 各試合場のスタッフが使用するゾーン
- 机および椅子を配置するゾーン
- 大会役員の本部席、表彰台
- 横断幕・花台などを配置するゾーン

## **第6条 安全**

競技フィールドおよび大会会場における安全対策、ならびに大会の運営に関する全ての事項については大会主催者のみが責任を負うものとする。

安全確保のために、全ての安全対策を実行しなければならない。以下の事態が生じないように設計しなければならない。

- a) 選手の負傷
- b) 選手が他の選手を負傷させ、または妨害すること
- c) 大会関係者（ボランティア、メディア関係者等）の負傷

### 用具 の基準

大会で使用する全ての用具は、当協会が承認したものでなければならない。

## **第7条 リザルト**

### 公式結果表

大会主催者は、大会終了後ただちに、公式結果表を作成し、当協会に提出するものとする。活字で印刷されたものでなければならず、手書きのリストまたは部分的なリストは認めない。

公式結果表は、大会審判長が署名の上で、当協会に提出するものとする。

## **第8条 大会スケジュールと式典**

### 総論

大会の標準的な開催期間は 1 日または 2 日間とする。スケジュールは承認をうけるため当協会に送ることとする。

### 開会式・閉会式

開会式を行う場合、全選手が開会式に出場するものとする。

閉会式は大会主催者の自由裁量で行う。

## **第9条 チームの移動と宿泊の支援**

### 情報シート

大会主催者は大会組織に関する情報提供に配慮すること。必須の情報は以下の通り。

- 競技スケジュール
- 移動に関する情報

## **第10条 保険**

大会主催者は、当該大会を対象として、スポーツ大会に関する国際的規則および国内規則の全てに適合した保険に加入するものとする。

## **第11条 放送、インターネット配信その他のメディアに関する権利**

当協全日本大会または全日本選手権大会に関する全ての権利は当協会が保有する。

当協会は大会の放送またはインターネット配信を実施するサービス提供事業者を指定する権利を有する。

## 録画コンテンツ

大会主催者が放送品質の映像素材を使用または販売することは認められない。大会主催者は、国内の放送事業者から要求があった場合には、当協会に要求を取り次ぐものとする。

大会主催者は大会の映像素材またはビデオクリップを複製する権利を有するが、その一部または全部を商業目的で利用することは認められない。

## **第12条 大会の後援**

当協会および大会主催者は、競技ダーツが商業的スポンサーにとっての理想的な広告媒体となるように努めなければならない。

## **第13条 大会における広報活動**

当協会は、全ての当協会公認大会が等しく扱われるよう、広報活動のガイドラインを定めている。会場における広報媒体に加えて、公式文書その他の大会用広報媒体も重視しなければならない。当ガイドラインは大会の前後および大会期間中に行う広報活動に適用する。

## **第14条 大会に関する手数料、費用、賞金および商品**

大会主催者は以下の事項について責任を負うものとする。

- a) 大会の組織および運営に関係する全ての費用
- b) 表彰状およびトロフィー・メダルの授与

## **別紙 式典**

### 第1条 全般規定

当協会公認大会の大会主催者は以下の文書を当協会に提出して承認を求めるものとする。大会中、当協会役員のみが、これらの規定からの逸脱の承認をおこなうことができる。

以下の式典の組織および式次第に関する詳細な提案書

- 開会式
- 表彰式
- 閉会式
- レセプションに関する詳細な式次第

### 第2条 開会式

開会式は最初の試合が行われる日に行い、娯楽の要素を一切排したものとしなければならない。

開会式のうち儀礼的な部分はスピーチにより構成するものとし、通常、以下の人物がスピーチを行う。

- 大会を開催する地方自治体の議員ないし役場関係者
- 主催者である加盟団体の会長
- 当協会会長または代理人

### 娯楽

開会式の儀礼的部分の終了後に娯楽的なプログラムを上演してもよい。

このプログラムについては、大会の 3 か月前までに当協会にプレゼンテーションを行うものとする。

### 第3条 表彰式

#### 全般:

- メダルは銅、銀、金の順で授与する。

#### 表彰台の取扱い

- 上位 3 位については表彰台を設けるものとする。
- 表彰台は金賞、銀賞、銅賞の順で高い位置になるようにする。

- 表彰台上の位置は、金メダル受賞者は中心、銀メダル受賞者は向かって左側、銅メダル受賞者は向かって右側とする（国際オリンピック委員会基準）

#### 第4条 閉会式

閉会式は義務ではない。

開催する場合、閉会式は通常、表彰式の直後に行う。通常、以下の人物が以下の順序でスピーチを行う。

- 大会を開催する地方自治体の首長
- 主催者である加盟団体の会長、当協会会長